

## 別紙1(概要)

## 院外処方における調剤行為問合せの簡素化プロトコル概要

- ※ 薬剤師法第24条に基づき、処方せんに疑わしい点がある場合の疑義照会は、簡素化できない。  
薬剤師法第23条に基づき、処方せんの変更には医師の同意が必要である。
- ※ 保険薬局薬剤師は、以下のプロトコルに沿って医師の確認を必要とせず、処方変更を行うが、当該変更は疑義照会に該当しない、1) 調剤上の工夫、2) 患者利便性の向上、3) 明らかな記載ミスによるものであって、医師による事前の1～4に挙げる包括的指示と、変更することについての事前同意を得て行うものである。
- ※ 実施にあたり各保険薬局と東京女子医科大学八千代医療センターにおいて合意書の締結が必要である。
- ※ 本プロトコルの実施は原則、東京女子医科大学八千代医療センターの採用薬に従って行うものとする。

## 1 薬剤の変更(適正化)について

- 1.1 同一製剤の銘柄を変更して調剤する。  
例) グラクティブ錠 25mg ⇔ ジャヌビア錠 25mg
- 1.2 別規格製剤がある場合の処方規格を変更して調剤する。  
例) 5mg 2錠 → 10mg 1錠
- 1.3 剤形を変更して調剤する(安定性、患者利便性の向上のため。外用剤は変更不可)。  
例) 普通錠 ⇔ OD錠、錠 ⇔ 散
- 1.4 湿布薬や軟膏での規格含量を変更して調剤する(合計処方量は変更不可)。
- 1.5 単剤の組み合わせを服用歴のある配合錠に変更して調剤する(同一成分含量に限る)。(逆も可)
- 1.6 消炎鎮痛外用剤におけるパップ剤からテープ剤へ変更して調剤する(逆も可)。
- 1.7 抗菌薬併用時にビオフェルミン配合散からビオフェルミンR散に変更して調剤する(逆も可)。
- 1.8 販売名変更等で名称が変更になる場合に切替が前後しても、同一薬として調剤する。

## 2 処方日数の変更(適正化)について

- 2.1 継続処方中の処方薬に残薬があるため処方日数を短縮して調剤する。
- 2.2 隔日・週1回などの服用指示が処方上明確にあるが、他の処方薬と同一処方日数で処方されている場合に、処方日数を短縮して調剤する。
- 2.3 週1回あるいは月1回製剤が連日処方されている場合に、処方日数を他処方薬の期間に合わせて調剤する。

## 3 用法指示の変更(適正化)について

- 3.1 用法指示記載漏れの追記について、外用剤や頓服薬で医師の用法指示が記載されていない場合、添付文書に従った一般的な用法指示が明確に患者に指示されており、患者から聴取した用法を追記して調剤する。
- 3.2 不適切な用法間違いについては、患者に説明後、同意を得て変更する。

## 4 調剤方法の変更(適正化)について

- 4.1 患者の希望やコンプライアンス等の理由により一包化にて調剤する(或いは一包化しない)。
- 4.2 患者の希望やコンプライアンス等の理由により半割や粉碎にて調剤する(或いは半割や粉碎しない)。

## 別紙1 (詳細)

## 院外処方における調剤行為問合せの簡素化プロトコル詳細

※本プロトコルの実施は原則、東京女子医科大学附属八千代医療センターの採用薬に従って行うものとする。

## 1 薬剤の変更（適正化）について

## 1.1 同一製剤の銘柄を変更して調剤する

当該薬品に「変更不可」の指定がある場合には対象から除外する。

後発品同様に先発品間でも変更可（但し、薬剤料が同じあるいは低くなる場合のみ）。

例) ○グラクティブ錠 25mg ⇔ ジャヌビア錠 25mg

例) ○オパールモン錠 5 $\mu$ g ⇔ プロレナール錠 5 $\mu$ g

例) ×ボナロン 35mg ⇒ フォサマック 35mg（東京女子医科大学八千代医療センターの未採用薬）

## 1.2 別規格製剤がある場合の処方規格を変更して調剤する（安定性、利便性の向上のための変更に限る）。

ただし、規格により適応が異なる場合は対象から除外する。

例) 5mg 錠 1回 2錠 → 10mg 錠 1回 1錠

例) 20mg 錠 1回 0.5錠 → 10mg 錠 1回 1錠

## 1.3 剤形を変更して調剤する（安定性、患者利便性の向上のための変更に限る）。

当該薬品に「剤型変更不可」の指定がある場合には対象から除外する。

用法用量が変わらない場合のみ可。

外用剤は変更不可（軟膏からクリーム、クリームから軟膏、インスリンデバイス等は対象外）。

例) ラシックス錠 10mg 粉砕 → フロセミド細粒 10mg

## 1.4 湿布薬や軟膏での規格含量を変更して調剤する（合計処方量は変更不可）。

例) ヒルドイドクリーム 100g 1瓶 → ヒルドイドクリーム 25g 4本

## 1.5 単剤の組み合わせを服用歴のある配合錠に変更して調剤する（同一成分含量に限る。逆も可）。

服用歴のある配合剤において、病院内の処方を契機に院内採用薬の兼ね合いで同成分の単剤に変更されたことが薬歴上で判断でき、かつ患者が服用歴のある配合剤への変更を希望した場合に限り服用歴のある配合剤へ変更すること。

例) 従来処方 ミカムロ配合錠 AP 1錠

今回処方 ミカルデイス錠 40mg 1錠

ノルバスク OD 錠 5mg 1錠

→ ミカムロ配合錠 AP 1錠 に変更可能

例) ミカムロ配合錠 AP 1錠

→ ミカルデイス錠 40mg 1錠

ノルバスク OD 錠 5mg 1錠 に変更可能

- 1.6 消炎鎮痛外用剤におけるパップ剤からテープ剤へ変更して調剤する（逆も可）。  
患者の希望があった場合に限る  
成分が同じものに限る  
枚数に関しても原則同じとする  
例) ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg
  - 1.7 抗菌薬併用時にビオフェルミン配合散からビオフェルミンR散に変更して調剤する（非併用時の逆も可）薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンR散からビオフェルミン配合散への変更、またはその逆（併用期間のみビオフェルミンR散を追加する場合には、ビオフェルミン配合散との合計日数は元のビオフェルミン配合散の処方日数を超えないこと）。
  - 1.8 販売名変更等で名称が変更になる場合に切替が前後しても、同一薬として調剤する。
- 2 処方日数の変更（適正化）について
    - 2.1 継続処方中の処方薬に残薬があるため処方日数を短縮して調剤する。  
残薬調整の目的に限り、外用剤等の本数変更も含む。  
例) ロキソプロフェン錠 99 日分 → ロキソプロフェン錠 84 日分（15 日分残薬があるため）
    - 2.2 隔日・週 1 回などの服用指示が処方上明確にあるが、連日投与する他の処方薬と同一処方日数で処方されている場合に処方日数を短縮して調剤する。  
例) 他の処方薬が 30 日処方するとき  
バクタ配合錠 1 錠 分 1 朝食後（1 日おき）30 日分 → 15 日分
    - 2.3 週 1 回あるいは月 1 回製剤が連日処方されている場合に、処方日数を他の処方薬の期間に合わせて調剤する。  
例) 他の処方薬が 14 日分処方するとき  
ザファテック錠 100mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 朝食後 14 日分 → 2 日分  
ボナロン錠 35mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分
  - 3 用法指示の変更（適正化）について
    - 3.1 用法指示記載漏れの追記について、外用剤や頓服薬で医師の用法指示が記載されていない場合、添付文書に従った一般的な用法指示が明確に患者に指示されており、患者から聴取した用法を追記して調剤する。  
外用剤の用法指示における回数は添付文書上に幅の無い場合に限る。  
頓用：37.5℃以上発熱時、不眠時、疼痛時、悪心時、便秘時、（喘息、狭心症などの）発作時など。  
例) ○キサラン点眼液 医師の指示通り → 1 回 1 滴、1 日 1 回点眼  
例) ×サンコバ点眼液 医師の指示通り → 1 回 1 滴、1 日 3～5 回点眼
    - 3.2 不適切な用法間違いについては、患者に説明後、同意を得て変更する。  
例) ベイスン OD 錠 0.3mg 3 錠 分 3 毎食後 → 毎食直前  
アレンドロン酸錠 35mg 1 錠 分 1 朝食後 → 起床時

#### 4 調剤方法の変更（適正化）について

4.1 患者の希望やコンプライアンス等の理由により一包化にて調剤する（或いは一包化を行わない）。必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤する。

4.2 患者の希望やコンプライアンス等の理由により半割や粉碎にて調剤する（或いは半割や粉碎を行わない）。

例) ワーファリン錠 1mg 2.5錠（粉碎）→ ワーファリン錠 1mg 2錠  
ワーファリン錠 0.5mg 1錠

### 関係法令等

#### 薬剤師法第23条2項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

#### 薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。

#### 保険医療機関及び保険医療費担当規則第23条2項

保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。